

刑事事件に関する書類の参考書式について

平成18年5月22日刑二第000244号高等裁判所長官、  
地方、家庭裁判所長宛て刑事局長、総務局長、家庭  
局長送付

改正 平成18年9月29日刑二第000520号  
平成19年5月28日刑二第000403号  
平成20年5月9日刑二第000464号  
平成27年4月9日刑二第280号  
平成28年6月17日刑二第319号  
平成28年10月19日刑二第429号  
令和4年10月19日刑二第669号

標記の参考書式については、平成12年5月26日付け最高裁判二第145号刑事局長、家庭局長、総務局長送付をもって示したところですが、この度、同送付の参考書式を見直しました。

については、別紙記載の参考書式を別添のとおり作成しましたので、送付します。  
なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から送付してください。

(別紙)

- |     |               |                |
|-----|---------------|----------------|
| 1-1 | 逮捕状(通常逮捕)     |                |
| 1-2 | 逮捕状(通常逮捕)     | (請求書原本を引用するもの) |
| 2-1 | 逮捕状(緊急逮捕)     |                |
| 2-2 | 逮捕状(緊急逮捕)     | (請求書原本を引用するもの) |
| 3   | 勾引状(被告人用)     |                |
| 4   | 勾引状(証人用)      |                |
| 5   | 勾留状(被告人用)     |                |
| 6   | 勾留状(被疑者用)     |                |
| 7   | 鑑定留置状(被告人用)   |                |
| 8   | 鑑定留置状(被疑者用)   |                |
| 9   | 差押許可状         |                |
| 10  | 搜索許可状         |                |
| 11  | 搜索差押許可状       |                |
| 12  | 搜索差押許可状(強制採尿) |                |
| 13  | 検証許可状         |                |
| 14  | 身体検査令状        |                |
| 15  | 鑑定処分許可状       |                |

16	観護状
17	差押状
18	搜索状
19	搜索差押状
20	引致状
2・1～2・4	接見等禁止決定
25	勾留期間更新決定
26、27	保釈許可決定
28～30	保釈請求却下決定
31、32	勾留執行停止決定
33	弁論併合決定
34	略式命令
35	公判期日召喚状
36-1、2	証人召喚状
37	公判調書(手続)
38	公判調書(手続)記載例
39	勾留質問調書(被告人用)
40-1	削除
40-2	勾留質問調書(被疑者用)
41	判決抄本記載例
42	勾留通知書(被疑者用)
43	保釈求意見書
44-1	弁護人選任に関する通知及び照会(任意的弁護事件・被勾留者用)
44-2	弁護人選任に関する通知及び照会(任意的弁護事件・在宅用)
45-1	弁護人選任に関する通知及び照会(必要的弁護事件・被勾留者用)
45-2	弁護人選任に関する通知及び照会(必要的弁護事件・在宅用)
46	弁護人選任に関する通知及び照会(即決裁判手続・被勾留者用)
47-1	弁護人選任に関する回答書(任意的弁護事件・被勾留者用)
47-2	弁護人選任に関する回答書(任意的弁護事件・在宅用)
48-1	弁護人選任に関する回答書(必要的弁護事件・被勾留者用)
48-2	弁護人選任に関する回答書(必要的弁護事件・在宅用)
49	弁護人選任に関する回答書(即決裁判手続・被勾留者用)
50-1	資力申告書(任意的弁護事件・被勾留者用)
50-2	資力申告書(任意的弁護事件・在宅用)
51	国選弁護人選任請求書・資力申告書(被疑者国選弁護・通常事件用)
52	収容用勾留状謄本証明書

(別紙番号 1 - 1)

逮 捕 状 (通常逮捕)	
被疑者	氏 名 年 齢 住 居 職 業 年 月 日 生
罪 名	
被疑事実の要旨	別紙のとおり
引致すべき場所	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。 平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官公職氏名	
逮捕者の官公職氏名	
逮捕の年月日時 及び場所	平成 年 月 日 午 時 分 で逮捕
記 名 押 印	
引致の年月日時	平成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送致する手続をした 年月日時	平成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送致を受けた年月日時	平成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	

(別紙番号1-2)

逮 捕 状 (通常逮捕)	
被 疑 者 の 氏 名	
被 疑 者 の 年 齢 住 居 , 職 業 名 罪 被 疑 事 実 の 要 旨 被 疑 者 を 引 致 す べ き 場 所 請 求 者 の 官 公 職 氏 名	別紙逮捕状請求書のとおり
有 効 期 間	平 成 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により逮捕に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、逮捕の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
上記の被疑事実により、被疑者を逮捕することを許可する。 平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
逮 捕 者 の 官 公 職 氏 名	
逮 捕 の 年 月 日 時 分 及 び 場 所	平 成 年 月 日 午 時 分 で逮捕
記 名 押 印	
引 致 の 年 月 日 時 分	平 成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送 致 す る 手 続 を し た 年 月 日 時 分	平 成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送 致 を 受 け た 年 月 日 時 分	平 成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	

(別紙番号 2 - 1)

逮 捕 状 (緊急逮捕)	
被疑者	氏 名 年 齢 住 居 職 業 年 月 日 生
罪 名	
被 疑 事 実 の 要 旨	別紙のとおり
上記の被疑事実により、被疑者の逮捕を認める。 平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請求者の官公職氏名	
逮捕者の官公職氏名	
逮捕の年月日時 及 び 場 所	平 成 年 月 日 午 時 分 で逮捕
引致の年月日時 及 び 場 所	平 成 年 月 日 午 時 分
送致する手続をした 年 月 日 時	平 成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送致を受けた年月日時	平 成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	

注 引致前に逮捕状が請求された場合には、「引致すべき場所」欄を設けてこれに記載し、  
「引致の年月日時及び場所」欄を「引致の年月日時」欄と訂正する。

(別紙番号 2 - 2)

逮 捕 状 (緊急逮捕)	
被 疑 者 の 氏 名	
被 疑 者 の 年 齢 住 居 , 職 業 名 被 疑 事 実 の 要 旨 請 求 者 の 官 公 職 氏 名 逮 捕 者 の 官 公 職 氏 名 逮 捕 の 年 月 日 時 及 び 場 所 引 致 の 年 月 日 時 及 び 場 所	別紙逮捕状請求書のとおり
上記の被疑事実により、被疑者の逮捕を認める。 平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
送致する手続をした時 年 月 日	平成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
送致を受けた年月日時	平成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	

注 引致前に逮捕状が請求された場合には、「引致すべき場所」欄を設けてこれに記載し、「引致の年月日時及び場所」を削除する。

(別紙番号3)

勾 引 状		指揮印
被告人	氏 名 年 齢 住 居 職 業	年 月 日 生
被告人に対する		被告事件
について、同人を当裁判所に勾引する。		
公 訴 事 実 の 要 旨	別紙起訴状写し記載の公訴事実のとおり	
有 効 期 間	平成 年 月 日 まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。		
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官		
執行した年月日時 及 び 場 所	平成 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		
執行することが できなかつたとき はその事由		
記 名 押 印	平成 年 月 日	
引致された年月日時	平成 年 月 日 午 時 分 裁判所書記官	

(被告人用)

(別紙番号4)

勾 引 状		指揮印
証 人	氏 名 年 齢 住 居	年 月 日 生
被告人		被告事件
に対する		
について、証人として尋問するため、証人を勾引する。		
引致すべき年月日時		
引致すべき場所		
有 効 期 間	平成 年 月 日まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。		
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官		
執行した年月日時 及 び 場 所	平成 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		
執行することが できなかつたとき はその事由		
記 名 押 印	平成 年 月 日	
引致された年月日時	平成 年 月 日 午 時 分 裁判所書記官	

(証人用)



(別紙番号5)

勾 留 状		指揮印
被告人	氏 名 年 齢 住 居 職 業	年 月 日 生
被告人に対する		被告事件
について、同人を		に勾留する。
公 訴 事 実 の 要 旨	別紙起訴状写し記載の公訴事実のとおり	
刑事訴訟法60条1項各号に定める事由	裏面のとおり	
有 効 期 間	平成 年 月 日まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。		
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官		
執行した年月日時及び場所	平成 年 月 日 午 時 分	
記 名 押 印		
執行することができなかつたときはその事由		
記 名 押 印	平成 年 月 日	
勾留した年月日時及び取扱者	平成 年 月 日 午 時 分	

(被告人用)

刑事訴訟法 60 条 1 項各号に定める事由

下記の 号に当たる。

- 1 被告人が定まった住居を有しない。
- 2 被告人が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 被告人が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

(別紙番号6)

勾 留 状		指揮印	
被疑者	氏 名	年 月 日 生	延長
	年 齢		
	住 居		
	職 業		
被疑者に対する		被疑事件	延長
について、同人を		に勾留する。	
被 疑 事 実 の 要 旨	別紙のとおり		
刑事訴訟法60条1項各号に定める事由	裏面のとおり		
有 効 期 間	平成 年 月 日まで		
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
平成 年 月 日			
裁 判 所			
裁 判 官			
勾留請求の年月日	平成 年 月 日		
執行した年月日時及び場所	平成 年 月 日 午 時 分		
記 名 押 印			
執行することができなかつたときはその事由			
記 名 押 印	平成 年 月 日		
勾留した年月日時及び取扱者	平成 年 月 日 午 時 分		

(被疑者用)

刑事訴訟法60条1項各号に定める事由

下記の 号に当たる。

- 1 被疑者が定まった住居を有しない。
- 2 被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 被疑者が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

勾 留 期 間 の 延 長

延 長 期 間 平成 年 月 日 まで	延 長 期 間 平成 年 月 日 まで
理 由	理 由
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	平成 年 月 日 裁判所 裁判官
勾留状を検察官に交付した年月日	勾留状を検察官に交付した年月日
平成 年 月 日 裁判所書記官	平成 年 月 日 裁判所書記官
勾留状を被疑者に示した年月日時	勾留状を被疑者に示した年月日時
平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員	平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員

(別紙番号 7)

鑑 定 留 置 状		指揮印	
被告人	氏 名	年 月 日 生	經 由 印
	年 齡		
	住 居		
	職 業		
被告人に対する		被告事件	
について、鑑定のため同人を留置する。			
公 訴 事 実 の 要 旨	別紙起訴状写し記載の公訴事実のとおり		
留 置 す べ き 場 所			
留 置 の 期 間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日	午後 時 分まで
鑑 定 の 目 的			
有 効 期 間	平成 年 月 日まで		
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
平成 年 月 日			
裁 判 所			
裁 判 官			
執行した年月日時 及び 場 所	平成 年 月 日 午 時 分		
記 名 押 印			
執行することが できなかつた ときはその事由			
記 名 押 印	平成 年 月 日		
留置した年月日時 及び 取 扱 者	平成 年 月 日 午 時 分		

(被告人用)

期 間 の 延 長 又 は 短 縮	
延 長 期 間	短 縮 期 間
平成 年 月 日 午 時 分 まで	平成 年 月 日 午 時 分 まで
理 由	理 由
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	平成 年 月 日 裁判所 裁判官
鑑定留置状を検察官に交付した年月日	鑑定留置状を検察官に交付した年月日
平成 年 月 日 裁判所書記官	平成 年 月 日 裁判所書記官
鑑定留置状を被告人に示した年月日時	鑑定留置状を被告人に示した年月日時
平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員	平成 年 月 日 午 時 分 刑事施設職員

(別紙番号8)

鑑 定 留 置 状		指揮印	
被疑者	氏 名	年 月 日 生	延長
	年 齢		
	住 居		
	職 業		
被疑者に対する		被疑事件	短 縮
について、鑑定のため同人を留置する。			
被 疑 事 実 の 要 旨	別紙のとおり		
留 置 す べ き 場 所			
留 置 の 期 間	平成 年 月 日から	平成 年 月 日	時 分まで
鑑 定 の 目 的			
有 効 期 間	平成 年 月 日まで		
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。			
平成 年 月 日			
裁 判 所			
裁 判 官			
執行した年月日時 及 び 場 所	平成 年 月 日 午 時 分		
記 名 押 印			
執行することが できなかつた ときはその事由			
記 名 押 印	平成 年 月 日		
留置した年月日時 及 び 取 扱 者	平成 年 月 日 午 時 分		

(被疑者用)

期間の延長又は短縮							
延長期間				短縮期間			
平成 午	年 時	月 分まで	日	平成 午	年 時	月 分まで	日
理 由				理 由			
平成 年 月 日 裁判所 裁判官				平成 年 月 日 裁判所 裁判官			
鑑定留置状を検察官に交付した年月日				鑑定留置状を検察官に交付した年月日			
平成 年 月 日 裁判所書記官				平成 年 月 日 裁判所書記官			
鑑定留置状を被疑者に示した年月日時				鑑定留置状を被疑者に示した年月日時			
平成	年	月	日	平成	年	月	日
			午				午
			時				時
			分				分
刑事施設職員				刑事施設職員			



(別紙番号9)

差 押 許 可 状	
被 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
被疑者に対する 被疑事件 について、下記の物を差し押さえることを許可する。	
差し押さえるべき物	
有 効 期 間	平 成 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

(別紙番号10)

# 捜索許可状

被疑者の氏名 及び年齢		年 月 日生
被疑者に対する 被疑事件 について、下記のとおり捜索をすることを許可する。		
捜索すべき場所、 身体又は物		
有効期間	平成 年 月 日まで	
有効期間経過後は、この令状により捜索に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。		
平成 年 月 日 裁判所 裁判官		
請求者の官公職氏名		

(別紙番号 1 1 )

## 捜索差押許可状

被疑者の氏名 及び年齢	年 月 日生
被疑者に対する 被疑事件 について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。	
捜索すべき場所, 身体又は物	
差し押さえるべき物	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	
請求者の官公職氏名	

(別紙番号 12)

捜索差押許可状	
被疑者の氏名 及び年齢	年 月 日生
被疑者に対する 被疑事件 について、下記のとおり捜索及び差押えをすることを許可する。	
捜索すべき場所、 身体又は物	被疑者の身体
差し押さえるべき物	被疑者の尿
捜索差押え に関する条件	1 強制採尿は、医師をして医学的に相当と認められる方法 により行わせなければならない。 2 強制採尿のために必要があるときは、被疑者を  又は採尿に適する最寄りの場所まで連行することができる。
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により捜索又は差押えに着手することができない。この場 合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、捜索又は差押えの必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁 判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	
請求者の官公職氏名	

注 採尿場所が特定されている場合には、「捜索差押えに関する条件」欄2項の「又は採尿  
に適する最寄りの場所」の前に採尿場所の所在地及び名称を記載する。採尿場所が特定さ  
れていない場合には、「又は」を削除する。

(別紙番号13)

検 証 許 可 状	
被 疑 者 の 氏 名 及 び 年 齢	年 月 日 生
被疑者に対する 被疑事件 について、下記のとおり検証をすることを許可する。	
検証すべき場所又は物	
有 効 期 間	平 成 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により検証に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、検証の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
平 成 年 月 日	裁 判 所 裁 判 官
請 求 者 の 官 公 職 氏 名	

(別紙番号14)

# 身体検査令状

被疑者の氏名 及び年齢		年 月 日生
被疑者に対する について、下記の者の身体の検査を許可する。		被疑事件
検査すべき身体		
身体 の検査 に関する条件		
身体 の検査 を受ける者が正当な理由がなく身体 の検査を拒んだときは、10万円以下 の過料又は10万円以下の罰金若しくは 拘留に処せられ、あるいは罰金と拘留 を併科される ことがある。		
有効期間	平成 年 月 日まで	
有効期間経過後は、この令状により 身体 の検査をすることができない。この 場合には、これを当裁判所に返還し なければならない。 有効期間内であっても、身体 の検査の必要がなくなったときは、 直ちにこれを当裁判所に返還しな ければならない。		
平成 年 月 日		
裁判所		
裁判官		
請求者の官公職氏名		

(別紙番号15)

鑑定処分許可状	
被疑者の氏名 及び年齢	年 月 日生
被疑者に対する 被疑事件 について、次の鑑定人が下記の処分をすることを許可する。	
鑑定人	氏名 職業 歳
立ち入るべき場所、 検査すべき身体、 解剖すべき死体、 発掘すべき墳墓又は 破壊すべき物	
身体の検査に関する条件	
有効期間	平成 年 月 日まで
有効期間経過後は、この令状により許可された処分に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁判所 裁判官	
請求者の官公職氏名	

(別紙番号16)

観 護 状		指揮印
少年	氏 名 年 齢 住 居 職 業	歳( 年 月 日生)  經由印
少年に対する について、同人を		被疑事件 少年鑑別所に送致する。
被疑事実の要旨	別紙のとおり	
刑事訴訟法60条1項 各号に定める事由	裏面のとおり	
有効期間	平成 年 月 日まで	
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。		
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官		
請求の年月日	平成 年 月 日	
執行した年月日時 及び場所	平成 年 月 日 午 時 分	
記名押印	-----	
執行することが できなかつたとき はその事由	-----	
記名押印	平成 年 月 日	
収容した年月日時 及び取扱者	平成 年 月 日 午 時 分	



刑事訴訟法 60 条 1 項各号に定める事由

下記の 号に当たる。

- 1 少年が定まった住居を有しない。
- 2 少年が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 少年が逃亡し又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。

(別紙番号17)

差 押 状	
被告人の氏名 及び年齢	年 月 日生
被告人に対する 被告事件 について、下記の物を差し押さえる。	
差し押さえるべき物	
差押えをすべき事由	
執行に関する指示	
有効期間	平成 年 月 日まで
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	

(別紙番号18)

捜 索 状	
被告人の氏名 及び年齢	年 月 日生
被告人に対する 被告事件 について、下記のとおり捜索をする。	
捜索すべき場所、 身体又は物	
捜索をすべき事由	
執行に関する指示	
有効期間	平成 年 月 日まで
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	

(別紙番号19)

## 捜 索 差 押 状

被告人の氏名 及び年齢	年 月 日生
被告人に対する 被告事件 について、下記のとおり捜索をし、下記の物を差し押さえる。	
捜索すべき場所、 身体又は物	
差し押さえるべき物	
捜索及び差押えを すべき事由	
執行に関する指示	
有効期間	平成 年 月 日まで
この令状は、有効期間経過後は、その執行に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。	
平成 年 月 日	
裁判所	
裁判官	

(別紙番号20)

引 致 状	
氏 名 年 齢 居 住 すべき 住 居 業 職	年 月 日 生
引 致 すべき 場 所	
引 致 の 理 由	別紙のとおり
有 効 期 間	平 成 年 月 日 まで
有効期間経過後は、この令状により引致に着手することができない。この場合には、これを当裁判所に返還しなければならない。 有効期間内であっても、引致の必要がなくなったときは、直ちにこれを当裁判所に返還しなければならない。	
上記の者を引致することを許可する。 平 成 年 月 日 裁 判 所 裁 判 官	
請 求 者	地方更生保護委員会 保 護 観 察 所 長
引致に着手した年月日時 及 び 場 所	平 成 年 月 日 午 時 分
記 名 押 印	
引致することが できなかつた ときはその事由	
記 名 押 印	平 成 年 月 日
引致した年月日時 及 び 取 扱 者	平 成 年 月 日 午 時 分

留 置

留置する旨の判断をした年月日時及び委員会、委員又は保護観察所の長	平成 年 月 日 午 時 分 地方更生保護委員会 保護観察所長
留置すべき施設	
審理を開始した旨及び留置する旨を通知した年月日時及び取扱者	平成 年 月 日 午 時 分
留置のため本人の身柄の引渡しを受けた年月日時及び取扱者	平成 年 月 日 午 時 分

(別紙番号21)

## 接見等禁止決定

収容中

被疑者

被疑者に対する 被疑事件  
について、被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると認められる  
ので、検察官の請求により、公訴の提起に至るまでの間、被疑者と刑事訴訟法39  
条1項に規定する者以外の者(ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれ  
た刑事施設視察委員会及びその委員並びに被疑者の勾留されている留置施設に係る  
留置施設視察委員会及びその委員を除く。)との間で、接見すること及び文書(新  
聞、雑誌及び書籍を含む。)を授受することをいずれも禁止する。

平成 年 月 日

裁判所

裁判官

(別紙番号 2-2)

## 接 見 等 禁 止 決 定

収容中

被 疑 者

被疑者に対する

被疑事件

について、被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると認められるので、検察官の請求により、公訴の提起に至るまでの間、被疑者と刑事訴訟法 39 条 1 項に規定する者以外の者（ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及びその委員並びに被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及びその委員を除く。）との間で、接見すること及び書類その他の物（ただし、糧食、  
を除く。）を授受することをいずれも禁止する。

平成 年 月 日

裁 判 所

裁 判 官



(別紙番号23)

## 接見等禁止決定

収容中

被疑者

被疑者に対する 被疑事件  
について、被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると認められる  
ので、検察官の請求により、公訴の提起に至るまでの間、被疑者と刑事訴訟法39  
条1項に規定する者以外の者(ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれ  
た刑事施設視察委員会及びその委員、被疑者の勾留されている留置施設に係る留置  
施設視察委員会及びその委員並びに 国の領事官を除  
く。)との間で、接見すること及び文書(新聞、雑誌及び書籍を含む。)を授受す  
ることをいずれも禁止する。

平成 年 月 日

裁判所

裁判官

(別紙番号24)

## 接見等禁止決定

収容中

被疑者

被疑者に対する

被疑事件

について、被疑者が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があると認められるので、検察官の請求により、家庭裁判所送致に至るまでの間、被疑者と刑事訴訟法39条1項に規定する者以外の者（ただし、被疑者の勾留されている刑事施設に置かれた刑事施設視察委員会及びその委員、被疑者の勾留されている留置施設に係る留置施設視察委員会及びその委員並びに被疑者の勾留されている少年鑑別所に置かれた少年鑑別所視察委員会及びその委員を除く。）との間で、接見すること及び文書（新聞、雑誌及び書籍を含む。）を授受することをいずれも禁止する。ただし、被疑者の親権者である父母との接見はこの限りでない。

平成 年 月 日

裁判所

裁判官

(別紙番号25)

平成 年( )第 号

勾 留 平成 年 月 日  
起 訴 平成 年 月 日

## 勾 留 期 間 更 新 決 定

被告人

勾留罪名

起訴罪名

被告人に対する勾留は、同人につき下記 の理由があつて、なおこれを継続する必要があると認められるので、平成 年 月 日から、その期間を更新する。

### 記

- 1 定まった住居を有しない。
- 2 罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 3 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 4 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 5 常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 6 氏名又は住居が分からない。
- 7 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつたものである。

平成 年 月 日

裁 判 所

裁 判 官

(裁 判 官)

(裁 判 官)

(別紙番号26)

平成 年( )第 号

## 保 積 許 可 決 定

被 告 人

年 月 日生

被告人に対する 被告事件  
について、平成 年 月 日 から保積の請求があったので、  
当裁判所は、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

被告人の保積を許可する。

保証金額は金 万円とする。

釈放後は、下記の指定条件を誠実に守らなければならない。これに違反したときは、保積を取り消され、保証金も没取されることがある。

指 定 条 件

- 1 被告人は、 に居住しなければならない。  
住居を変更する必要があるときは、書面で裁判所に申し出て許可を受けなければならない。
- 2 召喚を受けたときは、必ず定められた日時に出頭しなければならない(出頭できない正当な理由があれば、前もって、その理由を明らかにして、届け出なければならない。)
- 3 逃げ隠れしたり、証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。
- 4 海外旅行又は 日以上の旅をする場合には、前もって、裁判所に申し出て、許可を受けなければならない。

平成 年 月 日

裁 判 所

裁 判 官

(別紙番号27)

平成 年( )第 号

## 保 積 許 可 決 定

被 告 人

年 月 日生

被告人に対する 被告事件  
について、平成 年 月 日 から保積の請求があったので、  
当裁判所は、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

被告人の保積を許可する。

保証金額は金 万円とする。

(指定条件)

被告人は、 に居住しなければならない。

海外旅行又は 日以上の旅をする場合には、あらかじめ裁判所の許可を受けなければならない。

平成 年 月 日

裁 判 所

裁 判 官

(注意事項)

- 1 転居するときはあらかじめ裁判所の許可を受けること。
- 2 次のいずれかの場合に当たるときは保積を取り消され、保証金を没取されることがある。
  - (1) 裁判所の定めた指定条件に違反したとき。
  - (2) 召喚を受け、正当な理由がないのに出頭しないとき。
  - (3) 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
  - (4) 罪証を隠滅し、又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
  - (5) 被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え、若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。

(別紙番号28)

平成 年( )第 号

保 釈 請 求 却 下 決 定

被 告 人

年 月 日生

被告人に対する 被告事件  
について、平成 年 月 日 から保釈の請求があったので、  
当裁判所は、検察官の意見を聴いた上、刑事訴訟法89条 号の場合  
に該当し、かつ、裁量で保釈することも適当でないと認めて、これを却下する。

平成 年 月 日

裁 判 所

裁 判 官

(別紙番号 29)

平成 年 ( ) 第 号

## 保 釈 請 求 却 下 決 定

被 告 人

年 月 日生

被告人に対する

被告事件

について、平成 年 月 日 から保釈の請求があったので、  
当裁判所は、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

被告人は罪証を隠滅し、逃亡すると疑うに足りる相当の理由があつて、なおその  
勾留を継続する必要がある、かつ、既に禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた  
ので、これを却下する。

平成 年 月 日

裁 判 所

裁 判 官

(別紙番号30)

平成 年 ( ) 第 号  
保 積 請 求 却 下 決 定

被 告 人

年 月 日生

被告人に対する 被告事件  
について、平成 年 月 日 から保積の請求があったので、  
当裁判所は、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

本件保積の請求を却下する。

理 由

被告人は下記 に該当し、かつ、裁量で保積の許可をするのは適当と認められない。

平成 年 月 日

裁 判 所

裁 判 官

記

- 1 死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 2 前に死刑又は無期若しくは長期10年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪につき有罪の宣告を受けたことがある。
- 3 常習として長期3年以上の懲役又は禁錮に当たる罪を犯したものである。
- 4 罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。
- 5 被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え、又はこれらの者を畏怖させる行為をすると疑うに足りる相当な理由がある。
- 6 氏名又は住居が分からない。
- 7 禁錮以上の刑に処する判決の宣告があったものである。



(別紙番号 31)

平成 年 ( ) 第 号

## 勾 留 執 行 停 止 決 定

被 告 人

年 月 日生

被告人に対する 被告事件  
について、検察官の意見を聴いた上、平成 年 月 日から同 年 月  
日午 時まで勾留の執行を停止する。

釈放後は、次の指定条件を忠実に守らなければならない。これに違反したときは  
本決定を取り消されることがある。

### 指 定 条 件

- 1 被告人は、 に居住しなければならない。
- 2 逃げ隠れしたり、証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない。
- 3 召喚を受けたときは、必ず定められた日時に出頭しなければならない（出頭できない正当な理由があるときは、前もって、その理由を明らかにして、届け出なければならない。）。

平成 年 月 日

裁 判 所

裁 判 官

(別紙番号32)

平成 年( )第 号

## 勾留執行停止決定

被告人

年 月 日生

被告人に対する 被告事件  
について、平成 年 月 日 から勾留の執行停止の申出が  
あったので、当裁判所は、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

上記の被告事件について平成 年 月 日付けでした勾留の執行を、  
平成 年 月 日から平成 年 月 日午 時まで停止  
する。

(指定条件)

被告人は、 に居住しなければならない。

平成 年 月 日

裁 判 所

裁 判 官

(注意事項)

次のいずれかの場合に当たるときは勾留の執行停止を取り消されることがある。

- 1 裁判所の定めた指定条件に違反したとき。
- 2 召喚を受け、正当な理由がないのに出頭しないとき。
- 3 逃亡し、又は逃亡すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 4 罪証を隠滅し、又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき。
- 5 被害者その他事件の審判に必要な知識を有すると認められる者若しくはその親族の身体若しくは財産に害を加え、若しくは加えようとし、又はこれらの者を畏怖させる行為をしたとき。

(別紙番号33)

平成 年( )第 号

弁 論 併 合 決 定

被 告 人

被告人に対する  
について、当裁判所は次のとおり決定する。

被告事件

本件に、被告人 に対する  
(当庁平成 年( )第 号)の弁論を併合する。

被告事件

平成 年 月 日

裁 判 所

裁 判 官

(別紙番号34)

平成 年(い)第 号

## 略 式 命 令

被告人

本籍(国籍),住居,職業,生年月日及び事件名は,起訴状の記載を引用する。

上記被告事件について,次のとおり略式命令をする。

### 主 文

被告人を罰金 円に処する。

この罰金を完納できないときは金 円を1日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

ただし,端数を生じたときはこれを1日とする。

この罰金に相当する金額を仮に納付することを命ずる。

### 罪となるべき事実

起訴状記載の公訴事実を引用する。

### 適用した法令

起訴状記載の罰条を引用するほか

刑法18条,刑事訴訟法348条

平成 年 月 日

簡 易 裁 判 所

裁 判 官

この命令送達の日から14日以内に正式裁判の請求をすることができる。被告人は,いつでも弁護人を選任することができ,貧困その他の事由で弁護人を選任することができないときは,弁護人の選任を裁判所に請求することができる。

1 即 日

2 平成 年 月 日 謄本を検察庁に送付して送達した。

裁判所書記官

(別紙番号35)

平成 年 ( ) 第 号

## 公判期日召喚状

住居

被告人

被告人に対する

被告事件

について、平成 年 月 日 午 時 分に公判を開廷するか

ら、当裁判所第 号法廷 ( 階 ) に出頭されたい。

正当な理由がなく出頭しないときは、勾引状を発することがある。

平成 年 月 日

裁 判 所

裁 判 官

出頭の際は、この召喚状を差し出されたい。

(別紙番号 36 - 1)

平成 年 ( ) 第 号

## 証 人 召 喚 状

住 居

証 人 殿

被告人 に対する  
被告事件について、あなたを証人として尋問する旨決定しましたので、平成 年 月 日 午 時 分 当裁判所第 号  
法廷 ( 階) に出頭してください。

平成 年 月 日

裁 判 所

裁 判 官

### 注意

1. 出頭の際は、この召喚状と認め印を持参してください。
2. 出頭したときは、旅費、日当を請求することができます。
3. 病気その他やむを得ない事情で出頭できないときは、医師の診断書その他その事情を証する書面を添えて速やかに届け出てください。
4. 正当な理由がなく出頭しないときは、それによって生じた費用の賠償を命ぜられたり、勾引されたり、10万円以下の過料又は1年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金に処せられたりすることがあります。

平成 年 ( ) 第 号
<b>証 人 召 喚 状</b>
住 居
証 人 殿
被告人 に対する
被告事件について、あなたを証人として尋問する旨決定しましたので、平成 年 月 日 午 時 分 当裁判所第 号 法 廷 ( 階) にお越しく下さい。
平成 年 月 日
裁 判 所 裁 判 官

注意

- 1 お越しの際は、この召喚状と認め印を持参してください。旅費、日当を請求することができます。
- 2 病気その他やむを得ない事情でお越しただけいけないときは、医師の診断書その他その事情を証する書面を添えて速やかに届け出てください。
- 3 正当な理由がなくお越しただけいけないときは、次のような不利益な処分を受けることがあります。
  - ① 刑事訴訟法第150条 召喚を受けた証人が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、10万円以下の過料に処し、かつ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができる。
  - ② 刑事訴訟法第151条 証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。
  - ③ 刑事訴訟法第152条 裁判所は、証人が、正当な理由がなく、召喚に応じないとき、又は応じないおそれがあるときは、その証人を勾引することができる。





平成〇〇年(わ)第〇〇〇〇号		裁判長(官) 認 印
第 1 回 公 判 調 書 (手続)		
被告人氏名	甲 野 太 郎	出 頭
被告事件名	強 盗 致 傷	
公判をした年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
公判をした裁判所	〇〇地方裁判所第〇刑事部	
裁 判 官	裁判長 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	
裁判所書記官	〇 〇 〇 〇	
検 察 官	〇 〇 〇 〇	
出頭した弁護士	〇 〇 〇 〇	
人定質問		
氏名	甲 野 太 郎	
年齢, 住居, 本籍, 職業は起訴状記載のとおり		
( 中 略 )		
	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
	〇〇地方裁判所第〇刑事部	
	裁判所書記官 〇 〇 〇 〇	

(別紙番号 39)

裁判官認印



## 勾留質問調書

被告人

被告人に対する 被告事件について、  
令和 年 月 日 裁判所において、

裁判官 は、  
裁判所書記官 を

立ち会わせて、被告人に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、住居、本籍及び職業について述べてください。

答

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、  
起訴状記載の公訴事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について公訴の提起があったが、これについて何  
か述べることはないですか。

答

裁判官は、弁護人選任権を告げるとともに、弁護士、弁護士法人（弁護士・外国  
法事務弁護士共同法人を含む。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出る  
ことができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護人選任請求権を告げ、勾  
留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知先は

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被告人

前同日同庁

裁判所書記官

即日勾留通知済 同日同庁 裁判所書記官

裁判官認印



勾留質問調書  
被疑者

被疑者に対する 被疑事件について、  
令和 年 月 日 裁判所において、  
裁判官 は、  
裁判所書記官 を  
立ち合わせて、被疑者に対して次のように質問した。

問 氏名、年齢、住居及び職業について述べてください。

答

裁判官は、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨を告げ、勾留請求書記載の被疑事実を読み聞かせた。

問 検察官からこのような事実について勾留の請求があったが、これに対して何か述べることはないですか。

答

裁判官は、弁護人選任権を告げ、弁護士、弁護士法人（弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる旨及びその申出先を教示し、また、国選弁護人選任請求権を告げ、弁護人の選任を請求するには資力申告書を提出しなければならない旨及びその資力が基準額以上であるときは、あらかじめ、 弁護士会に弁護人の選任の申出をしていなければならない旨を教示し、勾留した場合の通知先を尋ねたところ、

答 勾留通知先は

以上のとおり読み聞かせたところ、相違ない旨申し立て署名指印をした。

被疑者

前同日同庁

裁判所書記官

即日勾留通知済 同日同庁 裁判所書記官

(別紙番号 41)

平成〇〇年(わ)第〇〇〇号

判決抄本

宣 告 日 平成〇〇年〇月〇〇日  
裁 判 所 〇〇地方裁判所刑事第〇部  
裁 判 官 〇 〇 〇 〇  
罪 名 窃 盗  
被 告 人  
本 籍 〇〇県〇〇市〇町大字〇〇1234番地  
住 居 東京都〇区〇〇二丁目5番6号 〇〇荘201号室  
職 業 〇〇〇  
氏 名 〇〇〇〇  
年 齢 昭和〇〇年〇月〇〇日生  
主 文 被告人を懲役1年6月に処する。  
未決勾留日数中10日を刑に算入する。  
適用した罰条 刑法235条, 21条

上記は判決の抄本である。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所刑事第〇部

裁判所書記官 ○ ○ ○

上記の記載が相違ないことを証明する。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方裁判所刑事第〇部

裁 判 官 ○ ○ ○ ○

(別紙番号42)

平成 年 月 日

勾 留 通 知

殿

裁 判 所

裁判所書記官

被疑者 に対する 被疑事件について、  
平成 年 月 日 同人は 勾留されたから  
通知します。

平成 年 月 日  
平成 年( )第 号

# 保 釈 求 意 見

被 告 人

検 察 庁

検 察 官 殿

裁 判 所

裁 判 官

被告人に対する 被告事件  
について、別添のとおり から保釈の請求があ  
ったので、意見を求める。

なお、不相当とするときは、具体的な理由を添えられたい。

平成 年 月 日

## 意 見

裁 判 所 御中

検 察 庁

検 察 官

上記保釈の請求は、 と思料する。

## 理 由

平成 年 ( ) 第 号

## 弁護人選任に関する通知及び照会

事件名  
被告人

1 あなたは、起訴された事件について、自分で費用を負担して弁護人を選任することができます(これを「私選弁護人」と言います。)

(1) **心当たりの弁護士を私選弁護人に選任する場合には**、速やかに、弁護人選任届を裁判所に提出してください。その場合も、同封した回答書(書式1)の1(1)又は(2)の□印をチェックし、空欄に記入して、直ちに、裁判所に提出してください。

(2) **私選弁護人を選任したいけれども心当たりの弁護士がない場合は**、勾留場所の責任者又は裁判所に、弁護士会を指定して、私選弁護人の選任を申し出てください(この場合、弁護士会から私選弁護人となろうとする弁護士が紹介されますので、弁護を依頼するかどうか、その弁護士と相談することができます。)

私選弁護人の選任を勾留場所の責任者に申し出た場合には、回答書の1(3)の□印をチェックし、空欄に記入して、直ちに裁判所に提出してください。裁判所に申し出る場合には、回答書の1(4)の□印をチェックし、空欄に記入して、直ちに裁判所に提出してください。

2 **貧困その他の事由により私選弁護人を選任することができないときは**、裁判所に国選弁護人の選任を請求することもできます。まず、同封した資力申告書(書式2)の必要事項を記載し、その合計欄の金額に従って、次の(1)又は(2)①・②の手続きをとってください。

(1) **合計欄の金額が50万円未満である場合は**、回答書の2(1)の該当する□印をチェックし、必要事項を記入して、資力申告書と一緒に、平成 年 月 日までに、裁判所に提出してください。

(2) **合計欄の金額が50万円以上である場合は**、あらかじめ、 弁護士会に、私選弁護人の選任の申出をしていなければ、国選弁護人の選任を請求することはできません。

① **弁護士会に私選弁護人の選任の申出をしていない場合は**、勾留場

所の責任者又は裁判所に、「 弁護士会に対し、私選弁護人の選任の申出をします」と申し出てください（この場合、弁護士会から、私選弁護人となろうとする弁護士が紹介されますので、弁護を依頼するかどうか、その弁護士と相談することができます。紹介された弁護士が、あなたの私選弁護人選任の申込みを断った場合、又は、あなたの私選弁護人となろうとする弁護士がいないときは、弁護士会からその旨を記載した通知書が届きますので、その後、裁判所に国選弁護人の選任を請求することができます。この場合は、勾留場所の責任者に申し出て、国選弁護人選任請求書及び資力申告書の用紙を受け取り、改めてこれに記入した上で、弁護士会から送られてきた通知書と一緒に、裁判所に提出してください。）。

私選弁護人の選任を勾留場所の責任者に申し出た場合には、回答書の2(2)①アの印をチェックし、空欄に記入して、直ちに裁判所に提出してください。裁判所に申し出る場合には、回答書の2(2)①イの印をチェックして、直ちに裁判所に提出してください。

② **弁護士会に私選弁護人の選任の申出をしている場合は**、回答書の2(2)②の該当する印をチェックし、必要事項を記入して、資力申告書と、さらに、弁護士会から通知書を受領している場合は、その通知書も一緒に、平成 年 月 日までに、裁判所に提出してください。

3 **私選弁護人を選任せず、また、国選弁護人の選任も請求しない場合は**、回答書の3の印をチェックして、平成 年 月 日までに、裁判所に提出してください（その場合でも、裁判所の判断により、職権で国選弁護人が選任されることがあります。）。

注意 国選弁護人の費用は、あなたが有罪の判決を受けたときは、原則として、あなたの負担とされます。ただし、あなたが、費用の負担を命じられた場合でも、貧困のため完納することができないときは、裁判が確定した後20日以内に、裁判を言い渡した裁判所に対し、書面をもって、その裁判の執行免除の申立てをすることができます。

平成 年 月 日

裁判所

電話

内線

番



平成 年 ( ) 第 号

## 弁護人選任に関する通知及び照会

事件名

被告人

1 あなたは、起訴された事件について、自分で費用を負担して弁護人を選任することができます(これを「私選弁護人」と言います。)

(1) **心当たりの弁護士を私選弁護人に選任する場合には**、速やかに、弁護人選任届を裁判所に提出してください。その場合も、同封した回答書(書式1)の1(1)又は(2)の□印をチェックし、空欄に記入して、直ちに、裁判所に提出してください。

(2) **私選弁護人を選任したいけれども心当たりの弁護士がない場合は**、弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出てください(この場合、弁護士会から私選弁護人となろうとする弁護士が紹介されますので、弁護を依頼するかどうか、その弁護士と相談することができます。)

弁護士会に私選弁護人の選任を申し出る場合には、回答書の1(3)又は(4)の□印をチェックし、空欄に記入して、直ちに裁判所に提出してください。

2 **貧困その他の事由により私選弁護人を選任することができないときは**、裁判所に国選弁護人の選任を請求することもできます。まず、同封した資力申告書(書式2)の必要事項を記載し、その合計欄の金額に従って、次の(1)又は(2)①・②の手続をとってください。

(1) **合計欄の金額が50万円未満である場合は**、回答書の2(1)の該当する□印をチェックし、必要事項を記入して、資力申告書と一緒に、平成 年 月 日までに、裁判所に提出してください。

(2) **合計欄の金額が50万円以上である場合は**、あらかじめ、 弁護士会に、私選弁護人の選任の申出をしていなければ、国選弁護人の選任を請求することはできません。

① **弁護士会に私選弁護人の選任の申出をしていない場合は**、直ちに、弁護士会に対し、私選弁護人の選任を申し出てください(この場合、

弁護士会から、私選弁護人となろうとする弁護士が紹介されますので、弁護を依頼するかどうか、その弁護士と相談することができます。紹介された弁護士が、あなたの私選弁護人選任の申込みを断った場合、又は、あなたの私選弁護人となろうとする弁護士がいないときは、弁護士会からその旨を記載した通知書が届きますので、その後、裁判所に国選弁護人の選任を請求することができます。この場合は、裁判所に国選弁護人選任請求書及び資力申告書の用紙が備え付けてありますので、改めてこれに記入した上で、弁護士会から送られてきた通知書と一緒に、裁判所に提出してください。)

弁護士会に私選弁護人の選任を申し出る場合には、回答書の2(2)①の該当する□印をチェックし、空欄に記入して、直ちに裁判所に提出してください。

- ② **弁護士会に私選弁護人の選任の申出をしている場合は**、回答書の2(2)②の該当する□印をチェックし、必要事項を記入して、資力申告書と、さらに、弁護士会から通知書を受領している場合は、その通知書も一緒に、平成 年 月 日までに、裁判所に提出してください。

- 3 **私選弁護人を選任せず、また、国選弁護人の選任も請求しない場合は**、回答書の3の□印をチェックして、平成 年 月 日までに、裁判所に提出してください(その場合でも、裁判所の判断により、職権で国選弁護人が選任されることがあります。)

注意 国選弁護人の費用は、あなたが有罪の判決を受けたときは、原則として、あなたの負担とされます。ただし、あなたが、費用の負担を命じられた場合でも、貧困のため完納することができないときは、裁判が確定した後20日以内に、裁判を言い渡した裁判所に対し、書面をもって、その裁判の執行免除の申立てをすることができます。

平成 年 月 日

裁判所

電話

内線

番

平成 年 ( ) 第 号

弁護人選任に関する通知及び照会

事件名  
被告人

- 1 あなたは、起訴された事件について、自分で費用を負担して弁護人を選任することができます(これを「私選弁護人」と言います。)
  - (1) **心当たりの弁護士を私選弁護人に選任する場合には**、速やかに、弁護人選任届を裁判所に提出してください。その場合も、同封した回答書(書式1)の1(1)又は(2)の□印をチェックし、空欄に記入して、直ちに、裁判所に提出してください。
  - (2) **私選弁護人を選任したいけれども心当たりの弁護士がない場合は**、勾留場所の責任者又は裁判所に、弁護士会を指定して、私選弁護人の選任を申し出てください(この場合、弁護士会から私選弁護人となろうとする弁護士が紹介されますので、弁護を依頼するかどうか、その弁護士と相談することができます。)  
私選弁護人の選任を勾留場所の責任者に申し出た場合には、回答書の1(3)の□印をチェックし、空欄に記入して、直ちに裁判所に提出してください。裁判所に申し出る場合には、回答書の1(4)の□印をチェックし、空欄に記入して、直ちに裁判所に提出してください。
- 2 **貧困その他の事由により私選弁護人を選任することができないときは**、裁判所に国選弁護人の選任を請求することができます。  
回答書の2の該当する□印をチェックし、必要事項を記入して、平成 年 月 日までに、裁判所に提出してください。
- 3 **私選弁護人を選任せず、また、国選弁護人の選任も請求しない場合は**、回答書の3の□印をチェックして、平成 年 月 日までに、裁判所に提出してください。
- 4 なお、この事件は弁護人がいなければ開廷することができない事件ですから、あなたが私選弁護人を選任せず、また、国選弁護人の選任も請求しない場合でも、裁判所が職権で国選弁護人を選任することになります。

注意 国選弁護人の費用は、あなたが有罪の判決を受けたときは、原則として、あなたの負担とされます。ただし、あなたが、費用の負担を命じられた場合でも、貧困のため完納することができないときは、裁判が確定した後20日以内に、裁判を言い渡した裁判所に対し、書面をもって、その裁判の執行免除の申立てをすることができます。

平成 年 月 日  
裁判所

電話 内線 番

平成 年 ( ) 第 号

弁護人選任に関する通知及び照会

事件名

被告人

- 1 あなたは、起訴された事件について、自分で費用を負担して弁護人を選任することができます(これを「私選弁護人」と言います。)
  - (1) **心当たりの弁護士を私選弁護人に選任する場合には**、速やかに、弁護人選任届を裁判所に提出してください。その場合も、同封した回答書(書式1)の1(1)又は(2)の□印をチェックし、空欄に記入して、直ちに、裁判所に提出してください。
  - (2) **私選弁護人を選任したいけれども心当たりの弁護士がない場合は**、弁護士会に対して、私選弁護人の選任を申し出てください(この場合、弁護士会から私選弁護人となろうとする弁護士が紹介されますので、弁護を依頼するかどうか、その弁護士と相談することができます。)  
弁護士会に私選弁護人の選任を申し出る場合には、回答書の1(3)又は(4)の□印をチェックし、空欄に記入して、直ちに裁判所に提出してください。
- 2 **貧困その他の事由により私選弁護人を選任することができないときは**、裁判所に国選弁護人の選任を請求することができます。  
回答書の2の該当する□印をチェックし、必要事項を記入して、平成 年 月 日までに、裁判所に提出してください。
- 3 **私選弁護人を選任せず、また、国選弁護人の選任も請求しない場合は**、回答書の3の□印をチェックして、平成 年 月 日までに、裁判所に提出してください。
- 4 なお、この事件は弁護人がいなければ開廷することができない事件ですから、あなたが私選弁護人を選任せず、また、国選弁護人の選任も請求しない場合でも、裁判所が職権で国選弁護人を選任することになります。

注意 国選弁護人の費用は、あなたが有罪の判決を受けたときは、原則として、あなたの負担とされます。ただし、あなたが、費用の負担を命じられた場合でも、貧困のため完納することができないときは、裁判が確定した後20日以内に、裁判を言い渡した裁判所に対し、書面をもって、その裁判の執行免除の申立てをすることができます。

平成 年 月 日

裁判所

電話

内線

番

平成 年( )第 号

弁護人選任に関する通知及び照会

事件名  
被告人

- 1 あなたは、起訴された事件について、自分で費用を負担して弁護人を選任することができます(これを「私選弁護人」と言います。)
  - (1) **心当たりの弁護士を私選弁護人に選任する場合には**、速やかに、弁護人選任届を裁判所に提出してください。その場合も、同封した回答書(書式1)の1(1)又は(2)の□印をチェックし、空欄に記入して、直ちに、裁判所に提出してください。
  - (2) **私選弁護人を選任したいけれども心当たりの弁護士がない場合は**、勾留場所の責任者又は裁判所に、弁護士会を指定して、私選弁護人の選任を申し出てください(この場合、弁護士会から私選弁護人となろうとする弁護士が紹介されますので、弁護を依頼するかどうか、その弁護士と相談することができます。)  
私選弁護人の選任を勾留場所の責任者に申し出た場合には、回答書の1(3)の□印をチェックし、空欄に記入して、直ちに裁判所に提出してください。裁判所に申し出る場合には、回答書の1(4)の□印をチェックし、空欄に記入して、直ちに裁判所に提出してください。
- 2 **貧困その他の事由により私選弁護人を選任することができないときは**、裁判所に国選弁護人の選任を請求することができます。  
回答書の2の該当する□印をチェックし、必要事項を記入して、平成 年 月 日までに、裁判所に提出してください。
- 3 **私選弁護人を選任せず、また、国選弁護人の選任も請求しない場合は**、回答書の3の□印をチェックして、平成 年 月 日までに、裁判所に提出してください。
- 4 なお、この事件については即決裁判手続の申立てがあり、弁護人がいなければ、即決裁判手続による審判をする旨の決定等を行う公判期日及び即決裁判手続による公判期日を開廷することができない事件ですから、あなたが私選弁護人を選任せず、また、国選弁護人の選任も請求しない場合でも、裁判所が職権で国選弁護人を選任することになります。

注意 国選弁護人の費用は、あなたが有罪の判決を受けたときは、原則として、あなたの負担とされます。ただし、あなたが、費用の負担を命じられた場合でも、貧困のため完納することができないときは、裁判が確定した後20日以内に、裁判を言い渡した裁判所に対し、書面をもって、その裁判の執行免除の申立てをすることができます。

平成 年 月 日  
裁判所

電話

内線 番

(別紙番号 47-1)

(任意的弁護事件・被勾留者用) (書式1)  
弁護人選任に関する回答書

裁判所 御中

平成 年 ( ) 第 号 被告事件  
について、弁護人の選任に関し、次のとおり回答します。

1 私選弁護人を選任する予定の場合

- (1) 平成 年 月 日, \_\_\_\_\_ 弁護士会所属弁護士 \_\_\_\_\_ を選任した。
- (2) 至急、心当たりの弁護士を選任する。  
→ (1)(2)の場合、速やかに弁護人選任届を裁判所に提出してください。
- (3) 平成 年 月 日, 勾留場所の責任者を通じて, \_\_\_\_\_ 弁護士会に私選弁護人の選任を申し出た。
- (4) \_\_\_\_\_ 弁護士会に私選弁護人の選任を申し出るので、裁判所から通知してほしい。

2 裁判所に国選弁護人の選任を請求したい場合

※ 資力申告書(書式2)を作成してください。

(1) 資力申告書に記載した合計欄の金額が50万円未満である場合

- 国選弁護人の選任を請求する。  
(理由)  ア 貧困のため  
 イ その他の理由(具体的に書いてください。)

→ この回答書及び資力申告書(書式2)を裁判所に提出してください。

(2) 資力申告書に記載した合計欄の金額が50万円以上である場合

- ① あらかじめ, \_\_\_\_\_ 弁護士会に, 私選弁護人選任申出をしていない場合
- ア 平成 年 月 日, 勾留場所の責任者を通じて, \_\_\_\_\_ 弁護士会に私選弁護人の選任を申し出た。
- イ \_\_\_\_\_ 弁護士会に私選弁護人の選任を申し出るので, 裁判所から通知してほしい。
- ② あらかじめ, \_\_\_\_\_ 弁護士会に, 私選弁護人選任申出をしている場合
- 国選弁護人の選任を請求する。  
(理由)  ア 平成 年 月 日, \_\_\_\_\_ 弁護士会に, 私選弁護人の選任を申し出たが, 次の理由から選任できなかったため
- (ア) 申出をした弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかった。
- (イ) 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みを拒まれた。
- (ウ) いまだ申出をした弁護士会から連絡がない。
- イ その他の理由(具体的に書いてください。)

→ ア(ア)(イ)の場合, 弁護士会から通知書を受領しているときは, この回答書及び資力申告書(書式2)とともに, 裁判所に提出してください。

3 私選弁護人は選任しないし, 国選弁護人の選任も請求しない場合

- 私選弁護人は選任しないし, 国選弁護人の選任も請求しない。

平成 年 月 日

被告人氏名 \_\_\_\_\_ 印

(別紙番号 47-2)

(任意的弁護事件・在宅用)(書式1)  
弁護人選任に関する回答書

裁判所 御中

平成 年( )第 号 被告事件  
について、弁護人の選任に関し、次のとおり回答します。

1 私選弁護人を選任する予定の場合

- (1) 平成 年 月 日, \_\_\_\_\_ 弁護士会所属弁護士 \_\_\_\_\_ を選任した。
- (2) 至急, 心当たりの弁護士を選任する。  
→ (1)(2)の場合, 速やかに弁護人選任届を裁判所に提出してください。
- (3) 平成 年 月 日, \_\_\_\_\_ 弁護士会に, 私選弁護人の選任を申し出た。
- (4) 至急, \_\_\_\_\_ 弁護士会に, 私選弁護人の選任を申し出る。

2 裁判所に国選弁護人の選任を請求したい場合

※ 資力申告書(書式2)を作成してください。

(1) 資力申告書に記載した合計欄の金額が50万円未満である場合

- 国選弁護人の選任を請求する。  
(理由)  ア 貧困のため  
 イ その他の理由(具体的に書いてください。)

→ この回答書及び資力申告書(書式2)を裁判所に提出してください。

(2) 資力申告書に記載した合計欄の金額が50万円以上である場合

- ① あらかじめ, \_\_\_\_\_ 弁護士会に, 私選弁護人選任申出をしていない場合
- ア 平成 年 月 日, \_\_\_\_\_ 弁護士会に, 私選弁護人の選任を申し出た。
- イ 至急, \_\_\_\_\_ 弁護士会に, 私選弁護人の選任を申し出る。
- ② あらかじめ, \_\_\_\_\_ 弁護士会に, 私選弁護人選任申出をしている場合
- 国選弁護人の選任を請求する。  
(理由)  ア 平成 年 月 日, \_\_\_\_\_ 弁護士会に, 私選弁護人の選任を申し出たが, 次の理由から選任できなかったため
- (ア) 申出をした弁護士会から弁護人となろうとする者の紹介を受けられなかった。
- (イ) 紹介された弁護士に弁護人の選任の申込みを拒まれた。
- (ウ) いまだ申出をした弁護士会から連絡がない。
- イ その他の理由(具体的に書いてください。)

→ ア(ア)(イ)の場合, 弁護士会から通知書を受領しているときは, この回答書及び資力申告書(書式2)とともに, 裁判所に提出してください。

3 私選弁護人は選任しないし, 国選弁護人の選任も請求しない場合

- 私選弁護人は選任しないし, 国選弁護人の選任も請求しない。

平成 年 月 日

被告人氏名 \_\_\_\_\_ 印

(電話番号 \_\_\_\_\_)

(別紙番号 48-1)

( 必要的弁護事件・被勾留者用 ) ( 書式 1 )  
弁護人選任に関する回答書

\_\_\_\_\_ 裁判所 \_\_\_\_\_ 御中

平成 \_\_\_\_ 年 ( \_\_\_\_ ) 第 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ 被告事件  
について、弁護人の選任に関し、次のとおり回答します。

1 私選弁護人を選任する予定の場合

- (1) 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日、 \_\_\_\_\_ 弁護士会所属弁護士  
\_\_\_\_\_ を選任した。
- (2) 至急、心当たりの弁護士を選任する。  
→ (1)(2)の場合、速やかに弁護人選任届を裁判所に提出してください。
- (3) 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日、勾留場所の責任者を通じて、 \_\_\_\_\_  
弁護士会に私選弁護人の選任を申し出た。
- (4) \_\_\_\_\_ 弁護士会に私選弁護人の選任を申し出るのので、裁判所  
から通知してほしい。

2 裁判所に国選弁護人の選任を請求したい場合

- 国選弁護人の選任を請求する。  
(理由)  ア 貧困のため  
 イ その他の理由 (具体的に書いてください。)

[ \_\_\_\_\_ ]

3 私選弁護人は選任しないし、国選弁護人の選任も請求しない場合

- 私選弁護人は選任しないし、国選弁護人の選任も請求しない。

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

被告人氏名 \_\_\_\_\_ 印



( 必要的弁護事件・在宅用 ) ( 書式1 )  
弁護人選任に関する回答書

\_\_\_\_\_ 裁判所 \_\_\_\_\_ 御中

平成 \_\_\_\_ 年 ( \_\_\_\_ ) 第 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ 被告事件  
について、弁護人の選任に関し、次のとおり回答します。

1 私選弁護人を選任する予定の場合

- (1) 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日、 \_\_\_\_\_ 弁護士会所属弁護士  
\_\_\_\_\_ を選任した。
- (2) 至急、心当たりの弁護士を選任する。  
→ (1)(2)の場合、速やかに弁護人選任届を裁判所に提出してください。
- (3) 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日、 \_\_\_\_\_ 弁護士会に、私選弁護人の選任を申し出た。
- (4) 至急、 \_\_\_\_\_ 弁護士会に、私選弁護人の選任を申し出る。

2 裁判所に国選弁護人の選任を請求したい場合

- 国選弁護人の選任を請求する。  
(理由)  ア 貧困のため  
 イ その他の理由 (具体的に書いてください。)

{ \_\_\_\_\_ }

3 私選弁護人は選任しないし、国選弁護人の選任も請求しない場合

- 私選弁護人は選任しないし、国選弁護人の選任も請求しない。

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

被告人氏名 \_\_\_\_\_ 印  
(電話番号 \_\_\_\_\_ )

(別紙番号49)

(即決裁判手続・被勾留者用)(書式1)

弁護人選任に関する回答書

\_\_\_\_ 裁判所 \_\_\_\_\_ 御中

平成 \_\_\_\_ 年 ( \_\_\_\_ ) 第 \_\_\_\_\_ 号 \_\_\_\_\_ 被告事件  
について、弁護人の選任に関し、次のとおり回答します。

1 私選弁護人を選任する予定の場合

- (1) 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日、 \_\_\_\_\_ 弁護士会所属弁護士  
\_\_\_\_\_ を選任した。
- (2) 至急、心当たりの弁護士を選任する。  
→ (1)(2)の場合、速やかに弁護人選任届を裁判所に提出してください。
- (3) 平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日、勾留場所の責任者を通じて、 \_\_\_\_\_  
弁護士会に私選弁護人の選任を申し出た。
- (4) \_\_\_\_\_ 弁護士会に私選弁護人の選任を申し出るので、裁判所  
から通知してほしい。

2 裁判所に国選弁護人の選任を請求したい場合

- 国選弁護人の選任を請求する。  
(理由)  ア 貧困のため  
 イ その他の理由(具体的に書いてください。)

[ \_\_\_\_\_ ]

3 私選弁護人は選任しないし、国選弁護人の選任も請求しない場合

- 私選弁護人は選任しないし、国選弁護人の選任も請求しない。

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

被告人氏名 \_\_\_\_\_ 印

(別紙番号 50-1)

(任意的弁護事件・被勾留者用) (書式2)

(注意) 国選弁護人の選任を請求しようと考えている被告人は、必ずこの申告書を作成してください。  
国選弁護人の選任請求を行う際、必ず提出してください。

## 資 力 申 告 書

裁判所 御中

平成 年 ( ) 第 号 被告事件について、  
次のとおり申告します(該当箇所の□印をチェックし、必要事項を記載してください。)

私の次の資産の合計額(資力という。)と内訳は、記載したとおりで間違いありません。

(注意) 裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

合 計 約 \_\_\_\_\_ 円

- |               |   |
|---------------|---|
| (内訳) 1 現金     | ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 金額 約 _____ 円) |
| 2 金融機関に対する預貯金 | ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 金額 約 _____ 円) |
| 3 社内預金等       | ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 金額 約 _____ 円) |
| 4 金融機関の自己宛小切手 | ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 金額 約 _____ 円) |
| 5 郵便為替        | ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 金額 約 _____ 円) |

※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に対する貯金のことです。

※ 社内預金等とは、使用者(船員の場合は船舶所有者)に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

被告人氏名 \_\_\_\_\_ 印

(別紙番号 50-2)

(任意的弁護事件・在宅用)(書式2)

(注意) 国選弁護人の選任を請求しようと考えている被告人は、必ずこの申告書を作成してください。

国選弁護人の選任請求を行う際、必ず提出してください。

## 資力申告書

裁判所 御中

平成 年 ( ) 第 号 被告事件について、  
次のとおり申告します(該当箇所の□印をチェックし、必要事項を記載してください。)

私の次の資産の合計額(資力という。)と内訳は、記載したとおりで間違いありません。

(注意) 裁判所の判断を誤らせる目的で、その資力について虚偽の記載をした場合は、10万円以下の過料に処せられることがあります。

合計 約 \_\_\_\_\_ 円

- |               |  |
|---------------|--|
| (内訳) 1 現金     | ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 金額 約 _____ 円 ) |
| 2 金融機関に対する預貯金 | ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 金額 約 _____ 円 ) |
| 3 社内預金等       | ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 金額 約 _____ 円 ) |
| 4 金融機関の自己宛小切手 | ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 金額 約 _____ 円 ) |
| 5 郵便為替        | ( <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 → 金額 約 _____ 円 ) |

※ 金融機関に対する預貯金とは、預金のほか、郵便貯金又は農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会に対する貯金のことです。

※ 社内預金等とは、使用者(船員の場合は船舶所有者)に対する貯蓄金又は公務員共済組合、公務員共済組合連合会若しくは日本私立学校振興・共済事業団に対する貯金のことです。

平成 \_\_\_\_ 年 \_\_\_\_ 月 \_\_\_\_ 日

被告人氏名 \_\_\_\_\_ 印

(電話番号 \_\_\_\_\_ )



(別紙番号52)

これは謄本である。

平成 年 月 日

裁 判 所

裁判所書記官

被 告 人	
被 告 事 件 名	
裁 判 所	裁 判 所
宣 告 刑	懲 役 ・ 禁 錮 年 月
宣 告 年 月 日	平 成 年 月 日
上記の記載は相違ないことを証明する。  裁 判 所  裁 判 官	